

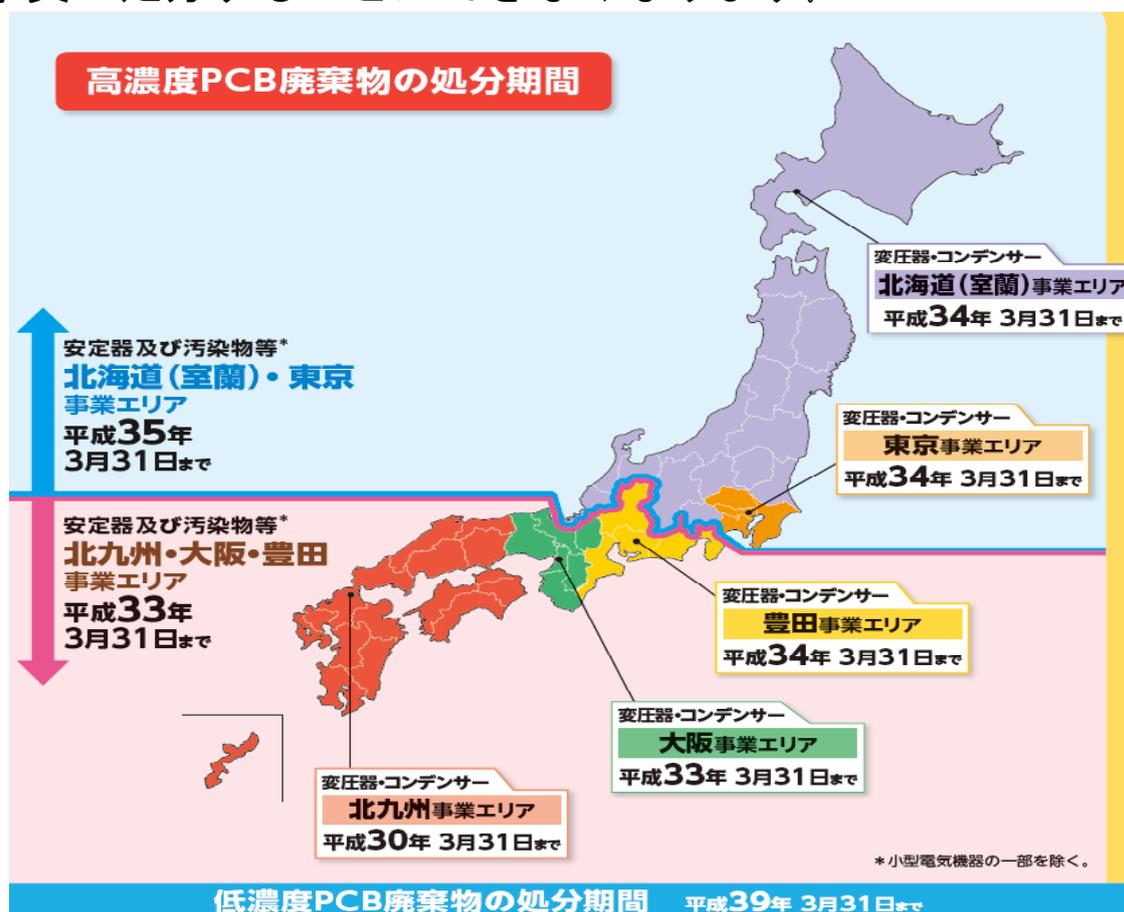
未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」)製品および廃棄物の処分は終了されていますか？

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。特に高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。



トランス・コンデンサ等、絶縁油中のPCB濃度分析についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨

環境分析課 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. PCB廃棄物の分類

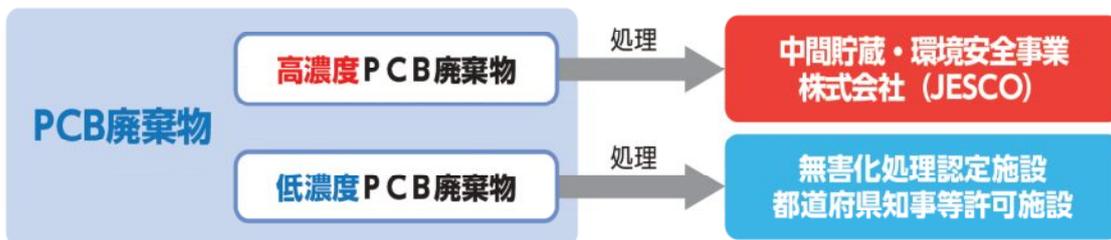
PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され、高濃度PCB廃棄物はPCB濃度が5,000mg/kgを超えるものになります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行ない、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

区 分		処理施設
高濃度PCB廃棄物 (PCB濃度5,000mg/kgを超える)	トランス・コンデンサ類・廃PCB油	JESCO豊田事業所 (平成34年3月31日まで)
	安定器などの小型機器、感圧複写紙、ウエス等の汚染物	JESCO北九州事業所 (平成33年3月31日まで)
低濃度PCB廃棄物 (PCB濃度0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下)	PCB濃度が数十mg/kg程度の微量PCB汚染電気機器等(非意図的にPCBが混入したトランス・コンデンサ等の重電機器及びOFケーブル等)	環境大臣による無害化処理施設、又は都道府県知事等の許可施設 (平成39年3月31日まで)

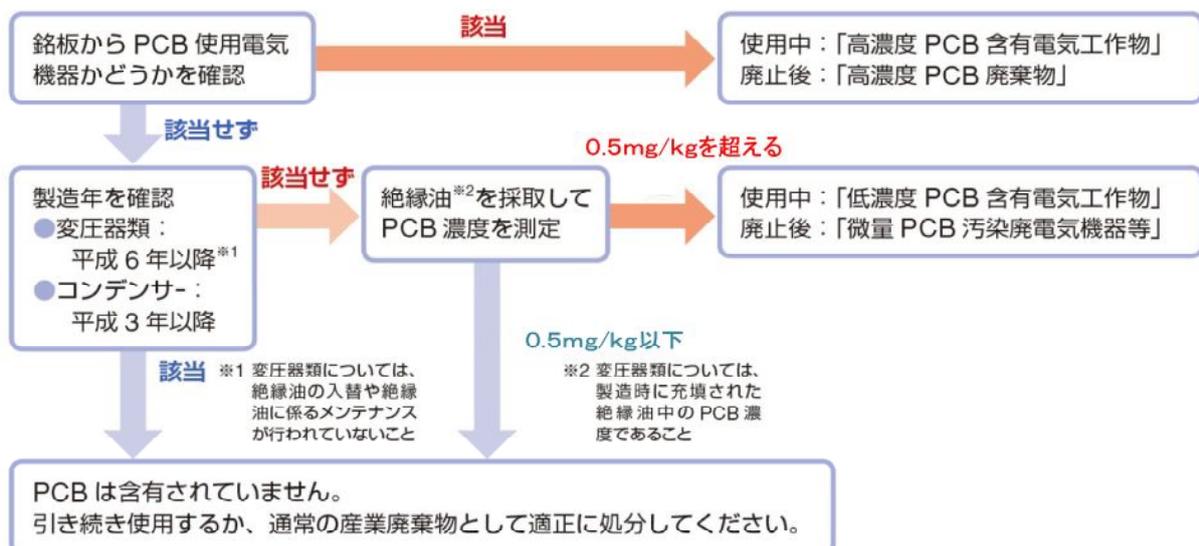
PCB汚染物には、「PCBが付着したもの」等が定められていますが付着の程度について、判定する基準がないため、「PCBが付着したおそれがあるもの」はすべてPCB汚染物となります。

但し、廃重電機器等(変圧器等の重電機器及びOFケーブル)について、機器毎に測定した当該廃重電等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは当該廃重電機器等に該当しません。(平成16年2月17日付環境省通知)



2. PCB含有の有無を判別する方法

①変圧器・コンデンサーの等の場合



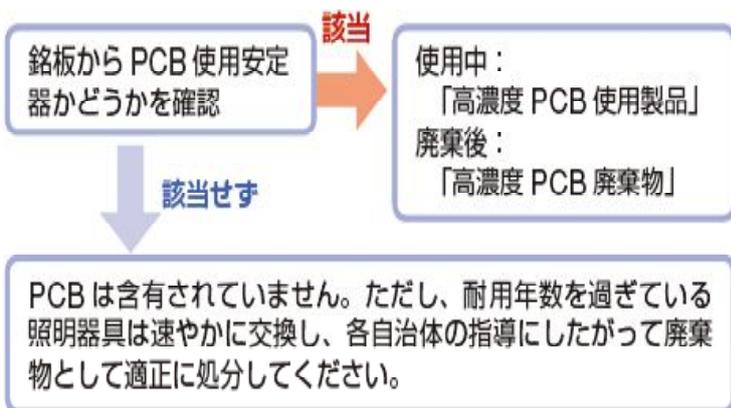
【銘板取付例】



※銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり、大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認して下さい。

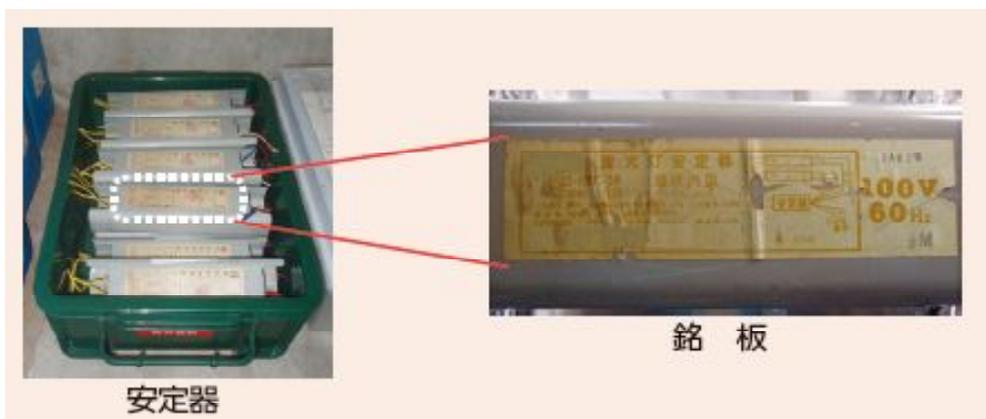
②安定器の場合

製造から40年以上が経過するPCB使用安定器は、劣化して破裂し、PCBが漏れいする事故が発生しています。このような事故は一度調査してPCB使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので全数調査を行うようにして下さい。漏れしたPCBが人体にかかる危険がありますので、昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換して下さい。



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器からPCB油が漏れ出した例

【銘板取付例】



3. 試料採取および分析

